

平成25年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成25年 3月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月6日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月6日 午後2時45分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第4 議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第6 議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例
- 日程第7 議案第6号 鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第8 議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例
- 日程第9 議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例
- 日程第10 議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 鞍手町行政財産使用条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第26 議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第37 議案第36号 鞍手町道路線の認定
- 日程第38 議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更について

平成25年3月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から平成25年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されています鞍手町保有仕組債の状況報告書と、監査より提出されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、教育長より行政報告の申し出があつていますので、これを許可します。

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

平成25年2月23日土曜日に発生しました鞍手町立室木小学校の校舎火災について、行政報告いたします。

まず、この火災により町民の皆さまをはじめ、保護者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、児童にも大変な不安や悲しい思いをさせましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

火災が土曜日であったため学校は無人であり幸い児童や教職員の人的被害は生じませんでした。貴重な行政財産に損害を与えたことにつきまして重ねてお詫び申し上げます。

それでは火災発生状況について報告いたします。警備会社に11時6分に火災の通報があり、警備員が室木小学校に11時19分に到着し、2階2年生教室より出火していることを確認し、11時21分に119番通報しています。消防は11時33分に到着し消火活動を行い約1時間後に鎮火しております。その後、14時から現場検証が行われ担任教諭、校長、教育課長の立ち合いの下、17時ころまで行われ、その結果、出火原因は放火等ではなく2年生教室で使用している延長コードの接続部分が激しく燃えており漏電の可能性が高いと警察署より説明を受けました。

被害状況につきましては、焼失面積は約100平方メートルで出火元の2年生教室は全焼し、廊下の一部も焼失しました。焼失は免れたものの2階全体に煤が蔓延し、1年生教室、特別支援学級、図工科室、廊下などは使用できる状態ではありません。

2年生教室の真上の3階パソコン教室も窓ガラスが割れ、消火に伴う水損で、パソコン機器数台が使用できない状況になっています。3階にはパソコン教室のほかに音楽室、3・4年生教室、プレールーム、5・6年生教室、図書室がありますが、防火扉が作動したため煤に覆われることなくパソコン教室以外の被害はありませんでした。

1階の職員室、校長室、教具室は天井から消火に伴う水漏れがありましたが、早急にブルーシートで応急的に措置し被害を最小限に食い止めることができました。

人的被害はありませんでしたが、火災を目撃した児童や思い出の作品等も含め持ち物を焼失した児童もあり、児童全体の心のケアが必要であると思われます。

火災鎮火後、ただちに保護者の代表、校長、教務主任、教育委員会で今後の対応を協議しました。その結果、保護者、学校関係者は被害の少なかった1階校舎と3階校舎での授業の

再開を要望されました。しかし、そのことが安全上可能であるか、電気系統、警備関係などの点検を業者に依頼しました。その結果、一部電気系統、警備関係に損傷はあるものの安全上問題がないことが確認されましたので現場検証の妨げにならない範囲で月曜日の授業再開を目指してPTA有志、教職員、教育委員会職員で清掃作業を行いました。

一方では、23日午後4時より緊急に町内校長会を招集し火災の報告と今後の対策を協議するとともに各学校のコンセント類の緊急点検を含め安全管理を徹底するように指導をいたしました。

24日の日曜日はPTAの方々、地域の方々、教職員、教育委員会職員等約100名を超える人が参加し昨日からの清掃作業を継続し、14時頃に月曜日から児童が学習できる環境を整備することができました。

児童へは、2月25日月曜日、登校後、校舎に入る前に体育館に集合させ全校集会を開き動揺しないように事情を説明した後、1、2年生、特別支援学級の児童は当分の間、図書室や特別教室を代替え教室として使用することとなりそれぞれの教室へ移動し授業を通常通りに行いました。

また、現在のところ児童、教職員ともにメンタルケアの必要な者はいないようですが、引き続き観察を行うように指導しております。

校舎の本格的な復旧工事につきはしては、2月26日から行われており3月末までには復旧する見込みであります。

また焼失しました教材備品等につきましても授業に支障がないように対応しています。

尚、焼失等による損害額は確定しておりませんが約2千万円と推定しております。

このような事態になりましたことに対しまして、町民の皆さま、保護者の皆さま、子どもたちにも申し訳ない気持ちで一杯です。今後このようなことが起きないように、施設管理の指導を徹底していく所存であります。以上、行政報告をさせていただきました。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

次に、町長より所信表明の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成25年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、鞍手町のポテンシャルを最大限活かし、町民の皆さんと力を合わせて、未来に繋がる町づくりを進め、町民すべてが笑顔で暮らせる、魅力ある、住みたい町の実現を図るため公約に目標を掲げておりますが、これから、このことを具体化していくことが、負託に応えるべく私に課せられた使命であると考えております。

昨今の社会情勢は、少子高齢化の進展と、人口の大都市への一極集中がさらに進み、地方

にとりましては人口減少がさらに深刻化するものと認識いたしております。

また、国においては、デフレによる出口の見いだせない慢性的な経済情勢に対して、アベノミクスと呼ばれる「大胆な金融緩和」「機動的な財政出動」「民間の投資を喚起する成長戦略」を3本の柱とする政策が講じられていますが、安倍政権は発足したばかりで、その効果を期待はしつつも、まだ先が読めないというのが実感です。

さらに、地域主権改革の進展に伴う一層の地方分権への対応など、様々な行政課題や行政運営の基盤となる財政をはじめ、環境、福祉、医療、防災、教育の問題など、先送りできない課題や懸案事項が山積しております。

こうした社会・経済情勢を踏まえ、私は町民の先頭に立ち、9つの柱を掲げ、町政運営に取り組む決意をいたしております。

まず、「鞍手町を魅力ある、住みたい町へ」という目標に向かって4つの柱を掲げております。

その第1は、子育て支援と教育振興であります。

厚生労働省による平成23年の人口動態調査では、日本人女性一人が一生に産む子どもの平均数に当る「合計特殊出生率」は1.39と公表されました。

長期的に人口を維持できる水準は2.07と示されており、その水準よりはかなり低い数値となっています。ただ、平成17年は1.26で、やや上昇傾向にあり、この数値がさらに上昇していくよう国と地方が一体となって子育て支援に取り組まなければならないと考えております。

子どもは国の宝であり、鞍手町にとっても将来を担う貴重な財産でありますので、出生率が下がれば、将来の労働人口が減り、生産・年金・社会保障制度等に重大な影響が出ることは明らかであります。

これからの町づくりにおいて、安心して出産し育児ができる環境づくりを支援していく考えであります。

また、教育は、国の礎であります。今、一番の急務は、学校教育、社会教育の連携充実を図りながら激動する21世紀の社会に対応できる人材を育成していくことでもあります。

そのためにも、教育環境を充実していくことは大きな課題であり、中学校統合もその取り組みの一環であることは勿論、行政と町民の皆様が共に力を合わせ、子どもたちが生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育環境を構築していくため、最大限努力していく所存であります。

第2は、雇用促進であります。

鞍手インターチェンジが供用開始されて2年が経過し、その周辺は徐々に賑わいを見せ始めており、遠賀川渡架橋についても開通が待ち望まれるところとなりました。

これらの新たなインフラを活かし、私が先頭となって積極的にトップセールスを行い企業誘致、住宅誘致を進め、地域雇用力の増大を図り、地域活性化に繋げていきたいと考えております。

第3は、地場産業の活性化であります。

本町の主要産業は農業でございます。T P P参加問題については様々な論議がありますが、農業の未来を切り拓き、成長力を強化するためには民間活力の導入なども視野に入れながら、攻めの姿勢で国際戦略の構築と国内農業の体質強化に向けた取り組みが必要であります。

このことから、付加価値の高い鞍手ブランド作物の開発と流通ルートの開拓を図り、農業基盤の安定と振興を図っていく考えであります。

また、企業誘致は、単に新たな企業を誘致するというだけでなく、地場の商業、工業、農業関係者と連携を密にしながら、誘致した企業と良好な相互関係を築き、相乗効果によって地域全体の活力を生み出せるような環境を醸成し、地域の浮揚と活性化に努めていく考えであります。

第4は、自然環境と文化財の整備であります。

私は、里山としての美しい鞍手の景観、長谷観音をはじめとする誇るべき文化財など、これまであまり大きくPRされることのなかった本町の魅力を今一度見直す必要があると感じています。

そこで、本町の農工商の情報を共有し、地域の魅力を内外に広く発信していくとともに、その保護に努めていく考えであります。

次に、「鞍手町を老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町へ」を目標とする5つの柱であります。

第1は、地域環境や住環境のインフラ整備であります。

誰もが住みたい、定住したい町であるための要素として、地域環境や住環境のインフラ整備を進めていくことは非常に重要であると考えております。

本町の公共下水道の普及率は、平成24年4月1日現在37.9%で、水洗化率は約70%であります。さらなる整備を進め、普及促進に努めていく考えであります。

また、遠賀川渡架橋とリンクする幹線道路網整備や中学校統合に向けての安全確保のため通学路整備を精力的、効果的に進めて参ります。

そして毎年、梅雨前線が活発となる雨季や台風シーズンには、内水被害が頻繁に発生している地域があり、こういった地域の不安解消のためにも、防災体制の強化と治水対策への取り組みを進めていく考えであります。

こういった取り組みが安心して暮らせる基礎となり、結果的に新たな土地活用を促し、地域経済の活性化に繋がるという考えであります。

第2は、福祉の充実であります。

現在、本町の地域公共交通として、すまいるバスの実証運行を行っております。通勤、通学、通院、買い物など、交通弱者の利便性や安定して継続できる財政負担などを総合的に勘案しながら、住民の皆さんが身近な交通手段として利用いただけるものとなるよう努めていく考えであります。

また、老老介護や独居老人の問題の解決や、男女共同参画社会の構築などの取り組みは急

務と考えしておりますが、これらの取組みを進める上では、ボランティア団体等との連携・協力体制を構築し、ネットワークづくりを進めるところから支援していく考えであります。

第3は、医療の充実であります。

鞍手町立病院につきましては経営形態を見直し、本年4月から地方独立行政法人くらて病院として新たなスタートを切る予定となっております。

これは、近年、求められる医療サービスが高度化、多様化する一方で、医師の確保が非常に難しくなっていることなどから、自治体病院として、これまでよりもより迅速で柔軟な対応ができる経営形態に移行するものであります。

今後とも、救急医療体制の充実も視野に入れながら、住民の皆さんが安心して医療サービスが受けられる環境整備に努めていく考えであります。

第4は、文化を享受できる環境の整備であります。

高度情報化社会が進展し、テレビやラジオ、新聞や書物などから得られていた情報は、インターネットの普及により、より幅広い情報として、より速く得られる時代となりました。

しかし、町内における高速光回線の整備は全域には及んでいませんので、その整備が促進されるよう関係機関への要請などを積極的に行い、住民の皆様が様々な情報を享受できる環境づくりを支援していく考えであります。

また、老朽化などにより維持管理が大変になってきています運動施設や文化施設につきましては、その利用状況なども精査しながら、効率的な維持管理体制のもとで、効果的かつ広域的な活用が図られるよう努めていく考えであります。

第5は、町の財政健全化であります。

本町の財政状況は、前柴田町政におけるご尽力により、若干の余裕が出てきたようにも捉えられがちですが、中長期的な視点で見ますと極めて厳しい状況にあり、民間で言えばいつ民事再生法が適用されてもおかしくない状況だと私は感じております。

縷々申し述べて参りました所信とする施策につきましては、町財政の健全化という大きな課題を克服しなければ具体化できないものもあります。

行政運営の舵取りを行っていく上では、第4次鞍手町総合計画との整合性を図りながらも、時には民間的な視点をもって経営のあり方として見直すべきところは見直しながら進めていく考えであります。歳出削減だけでは町の活性化は見込めません。鞍手町の文化や資源を生かし、特に企業誘致や地場産業の後方支援に努めながら、自主財源の確保に鋭意取り組んでいく考えであります。

以上、町長就任にあたり、町政運営に関する9つの柱による私の基本姿勢を述べさせていただきましたが、めまぐるしく社会情勢は変化し、地域主権改革などが進められている中では、基礎自治体は住民の皆様にも身近な行政として有効に機能しなければなりません。そのため、町民の要望や意見、苦情などを聴取する町長直轄窓口、「鞍手のとびら」を設置いたします。

これから、すべての人が笑顔で暮らせるまちづくりを進め、未来に繋げていくその役割と

責任の重大さをしっかり心に据えて、町政運営に邁進して参る所存でございます。

今後とも町民並びに議員の皆様、関係機関・団体等のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

○議長 川野 高實君

以上で所信表明を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において1番議員 熊井照明君及び2番議員 須山由紀生君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月21日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第2号及び日程第4 議案第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第2号から日程第4 議案第3号までの2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第2号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります山本喜久男氏が平成25年3月31日をもって辞任されることに伴い、後任の委員として、水摩幸隆氏を平成25年4月1日から平成25年10月3日までの任期として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

なお、別紙で履歴書を添付していますので、ご参照ください。

次に、日程第4 議案第3号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

鞍手町固定資産評価審査委員3名のうち、入江 均氏の任期が平成25年6月9日をもって任期満了することに伴い、後任の委員として、坂田正明氏を選任するものであります。

同氏の略歴につきましては、別紙で添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3 議案第2号から 日程第4 議案第3号までの2件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号及び議案第3号は会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第2号及び議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に水摩幸隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第2号は同意することに決定しました。

次に議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第3号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時23分

再開 14時35分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第5 議案第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第4号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第4号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加及び計画事業の修正を行うものであります。

今回の変更の主なものは、中学校統合に伴い通学路となる町道の改修等12事業の追加及び修正、並びに鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金創設に伴う基金対象事業とするための文言の追加などを行うものであります。

以上が、日程第5 議案第4号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第5号から日程第9 議案第8号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第5号から日程第9 議案第8号までの4件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第5号は、鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例であります。

本条例は、過疎対策事業債の特別事業分3,500万円を過疎地域の指定期限となる平成32年度まで、毎年積み立てる基金として設置することに関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

この基金を設置することで、定住促進奨励金交付事業などのソフト事業を将来にわたり継続的に実施するための財源を確保することとしております。

次に、日程第7 議案第6号は、鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例であります。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに、病原性が高い新型インフルエンザ等に対し速やかに対応するため、新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、日程第8 議案第7号は、鞍手町営住宅等整備基準条例であります。

本条例は、公営住宅法の一部改正に伴い、鞍手町営住宅等の施設整備基準に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、日程第9 議案第8号は、鞍手町準用河川構造の基準に関する条例であります。

本条例は、河川法の一部改正に伴い、鞍手町の準用河川構造の技術的基準に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

以上が、日程第6 議案第5号から 日程第9 議案第8号までの4件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第9号から日程第18 議案第17号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第10 議案第9号から日程第18 議案第17号までの9件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第9号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例であります。

本条例は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町職員の退職手当の給付水準を段階的に引き下げるとともに、鞍手町特別職の職員及び教育長の退職手当の支給割合を一般職の引き下げ割合をふまえ引き下げするため、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第11 議案第10号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本条例が引用している障害者自立支援法の名称と条項の番号が改められることとなったため、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第12 議案第11号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人くらて病院に対する貸付金等の収支を一般会計から分離し、会計処理を明確にするため、新たな特別会計を設けることから、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第13 議案第12号 鞍手町行政財産使用条例の一部を改正する条例及び日程第14 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例であります。

この2条例は、道路法施行令の一部改正に伴い、引用している条項の番号が改められることとなったため、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第15 議案第14号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本条例が引用している障害者自立支援法の名称と条項の番号が改められることとなったため、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第 16 議案第 15 号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例 並びに
日程第 17 議案第 16 号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であり
ます。

この 2 条例は、公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅及び改良住宅の入居者資格のうち入
居収入基準等について、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第 18 議案第 17 号は、鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正
する条例であります。

本条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、技術管理者の設置と資格に
関し、関係条文を整備するものであります。

以上が、日程第 10 議案第 9 号から日程第 18 議案第 17 号までの 9 件の提案説明で
あります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 19 議案第 18 号から日程第 25 議案第 24 号までの 7 件を一括して議
題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 19 議案第 18 号から日程第 25 議案第 24 号までの 7 件について、一括して
提案説明を申し上げます。

日程第 19 議案第 18 号は、平成 24 年度鞍手町一般会計補正予算（第 8 号）でありま
す。

本補正予算は、国が平成 24 年度一般会計補正予算（第 1 号）を新たに追加計上したこと
に伴い、本町におきましても新たに農業施設に関する事業費を追加するとともに、これまで
に実施した事業費の確定等による歳出予算の減額等の要因について補正を行っております。

これらの財源といたしましては、国・県支出金、町債及び財政調整基金への積立金等を調
整し、歳入歳出それぞれ 1 億 9,365 万 1 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 6 8
億 3,538 万 9 千円といたしました。

なお、新たに追加した農業施設の整備に係る事業費 700 万円については、翌年度へ繰越
すこととしております。

次に、日程第 20 議案第 19 号は、平成 24 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費の追加と共同事業拠出金の減額に伴
い国庫支出金、療養給付費交付金、県負担金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 1
0 7 万 5 千円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 3 億 3,422 万 4 千円といたしま

した。

次に、日程第21 議案第20号は、平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料の特別徴収と普通徴収の収入割合の変更と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ186万7千円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,730万5千円といたしました。

次に、日程第22 議案第21号は、平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、貸付回収金を一般会計へ繰出すため、歳入歳出それぞれ43万4千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ98万7千円といたしました。

次に、日程第23 議案第22号は、平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、下水道使用料の追加など補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ446万4千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億5,475万5千円といたしました。

次に、日程第24 議案第23号は、平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、中山西区用地造成事業が完了したため、不用額を減額するもので、歳入歳出それぞれ146万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,846万7千円といたしました。

次に、日程第25 議案第24号は、平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、土地の所有権移転仮登記が本年度内に完了しないことから、NEDOとの契約事項により移転補償費の一部が減額となり、それに伴って事業費を減額するもので、歳入歳出それぞれ1億8,773万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,261万8千円といたしました。なお、減額となった移転補償費につきましては、平成25年度予算において、受け入れることとしております。

以上が、日程第19 議案第18号から日程第25 議案第24号までの7件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第26 議案第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 6 議案第 2 5 号の 1 件について、提案説明を申し上げます。

日程第 2 6 議案第 2 5 号は、平成 2 5 年度鞍手町一般会計予算であります。

冒頭で私の町政運営に対する基本姿勢を述べさせていただきました。

それらを実現するため平成 2 5 年度予算から関係必要経費を計上させていただくところではあります。町長就任後、息つく間もない予算編成作業であったため、私の政策については、十分な考察を経て計上させていただくこととします。

まずは平成 2 5 年度当初予算については、志半ばにして急逝された故柴田前町長がこれまで取り組まれていた重要施策につきましては、私が継承し、確実に進めていくと申し上げておりましたので、それに対する予算措置を最優先とすることとして予算編成を行っております。

具体的には、平成 2 5 年度の歳出では、教育費におきまして中学校統合に伴う新校舎改修事業や屋内運動場新築事業などの教育施設関連の整備事業費として約 1 億 6 千万 2 0 0 0 万円を計上するとともに、安全・安心な通学路の整備等に伴う事業費として約 1 億 3 千万 3 0 0 0 万円の予算計上を行っております。

また、安全・安心な学校を整備するため、耐震診断の必要な 4 つの小学校及び南北両中学校の屋内運動場について調査委託料として約 2 千万 5 0 0 0 万円を計上するとともに、快適な教育環境づくりのために各小学校のトイレを洋式に改修する工事費として約 5 7 0 万円を計上しています。

さらに私は、安全・安心なまちづくりを一層推進するために、行政に対するご意見・ご相談窓口を新設するとともに、防災・災害に対しましても専門知識を有した職員を配置することとし、総務費及び消防費にそれぞれ所要の予算を計上しております。

また、平成 2 5 年度から定住促進事業の奨励交付金として約 3 5 0 万円の計上を行うとともに、これら定住促進事業や過疎地域からの自立促進を図るための事業費の財源を確保するために、過疎対策事業債 3 千万 5 0 0 0 万円を積み立てる新たな基金を創設することとしております。

また、鞍手町をもっと全国に発信していきたいと考えておりますが、その第 1 弾として、ふるさと納税をされた方に対しては、お礼を兼ねて本町の特産物を送って PR していきます。

また、これらの情報についてはフェイスブックなどのソーシャル・ネットワーク・サービスを活用して広く PR し、町の活性化につなげていきたいと考えております。

民生費におきましては、平成 2 5 年度から介護保険の地域包括支援センターが各自治体で運営することとなり、その事業費約 2 千万 7 5 0 0 万円を新たに計上しております。

一方、大きく膨らんだ歳出に対する歳入につきましては、自主財源となる町税や使用料及び手数料などは若干の増額となったものの、その他の自主財源については、平成 2 4 年度と同額若しくは減額となり、依然として国庫支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない予算構成となっております。

特に、町債においては、有利な過疎対策事業債の借入額は大幅に伸びており、いずれこの

元利償還金の30%については交付税措置がないため、町単費で賄っていかなければなりませんので、町債の発行におきましては、充当事業の必要性を精査し、財政規律を確保しながら財政運営を行っていく所存であります。

そして今後、さらなる行財政改革を断行し、健全な財政を確立しなければならないと考えておりますが、平成25年度の歳入については、これらの諸要件を勘案し、現時点で確保できるものを全て計上いたしてもなお不足する財源1億7,696万8千円については、財政調整基金からの繰入金で調整しております。

その結果、平成25年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ78億6,458万3千円としております。

これは、前年度当初予算63億6,905万6千円と比較しますと14億9,552万7千円の増額、率にして23.5%の増となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成25年度当初予算を編成いたしました。

以上が、日程第26 議案第25号の提案説明であります。併せて、予算編成方針を申し述べさせていただきます。

また、詳細については、企画財政課長に説明させますので、ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

概略については、町長より説明がありましたので、款ごとに、主な費目についての説明を申し上げます。

まず、歳出です。

1 款 議会費は、平成24年度当初予算額と比較して699万2千円減額となる9,542万9千円を計上しています。減額となった主な要因は、平成25年1月に議員が1名辞職し、1名欠員になったためです。

次に2 款 総務費は、平成24年度と比較して8,023万2千円減額となる7億6,059万円を計上しています。

1 項 総務管理費 1 目一般管理費では、平成24年度と比較して4,457万4千円減額となる3億303万6千円を計上しています。

減額となった主な要因は、職員給与費の減少や年金追加費用が減少したためです。

5 目 財産管理費では、平成24年度と比較して9,801万6千円減額となる3,567万7千円を計上しています。

減額となった主な要因は、平成24年度は公有財産購入費として1億942万1千円を計上していましたが、平成25年度は公有財産購入費がございません。

7 目 財政調整基金費では、平成24年度と比較して3,465万5千円増額となる3,6

35万7千円を計上しています。

増額となった要因は、過疎対策事業債特別事業分を活用して過疎地域自立促進特別事業基金を新たに創設し、その積立金として3,500万円を計上したためです。

10目 電算管理費では、平成24年度と比較して1,993万円増額となる1億3,645万6千円を計上しています。

増額となった主な要因は、地方税の電子申告導入費用として266万7千円、滞納事務処理の効率性を図るため滞納システム導入費用として461万3千円、法務省の指導により戸籍副本データ管理システム導入費用として525万円を計上したためです。

4項 選挙費では、平成24年度計上しておりました農業委員会委員選挙費135万6千円は減額となっていますが、平成25年度は参議院選挙費として852万4千円計上しています。選挙費全体では、724万6千円増額となる1,799万9千円を計上しています。

次に3款 民生費は、平成24年度と比較して6,866万3千円増額となる23億3,893万3千円を計上しています。

増額となった主な要因は、1項 社会福祉費のうち2目 国民年金事務費で、平成24年度と比較して職員給与費等で1,001万6千円増額、11目 障害者自立支援費で1,843万6千円増額となったほか、平成25年度に介護保険広域連合から地域包括支援センターが移管されることにより新設された、13目 地域包括支援センター事業費で2,750万2千円計上しているため、社会福祉費全体では、平成24年度と比較して4,348万4千円増額となる15億2,951万7千円を計上しています。

次に、2項 児童福祉費では、1目 児童福祉総務費で、職員給与費などにより1,252万7千円減額、7目 乳幼児医療対策費及び8目 ひとり親家庭等医療対策費では、医療給付費の減少により241万1千円及び158万9千円が減額となりましたが、2目 児童福祉施設費では、保育児童数の増加等により、平成24年度と比較して2,694万4千円増加となり、児童福祉費全体では、平成24年度と比較して1,887万5千円増額となる7億6,801万円を計上しています。

次に、5項 人権推進事業費のうち、1目 人権推進事業総務費では、職員給与費及び集会所の修繕料の追加により596万4千円増額となる2,488万4千円を計上しております。

次に4款 衛生費は、平成24年度と比較して2,375万6千円減額となる7億4,201万8千円を計上しています。

1項 保健衛生費のうち、1目 保健衛生総務費は、病院事業への繰出金が、平成25年度から6目 病院事業費の運営費負担金として移行することに伴い、平成24年度と比較して1億7,548万1千円減額となる7,176万7千円を計上しています。

次に2目 予防費は、平成24年度と比較して494万1千円増額となる4,021万8千円を計上しています。

主な要因は、予防接種業務委託料が527万円増額となったことによるものです。

次に3目 環境衛生費は、火葬場修繕料の増額などにより、平成24年度と比較して273万8千円増額となる3,176万円を計上しています。これには、葬斎場指定管理料1,895万円が含まれています。

次に4目 健康増進事業費は、例年どおり基本検診や総合がん検診を実施するため、2,035万3千円を予算計上しています。

次に5目 母子保健対策費は、次世代育成支援行動基本計画に沿って母性並びに乳幼児の健康対策支援等の所要額として、2,198万1千円を計上しています。

次に6目 病院事業費は、評価委員会の経費及びくらはて病院運営費負担金前期分等で1億3,844万8千円を計上しています。

なお、平成25年度の病院事業への運営費負担金総額は2億7,606万6千円となっており、後期分につきましては、財源の状況等を考慮しながら補正で対応させていただきます。

次に2項 清掃費のうち2目 し尿処理費では、衛生センターの指定管理料7,874万2千円を含む、9,591万9千円を予算計上しています。

3目 じん芥処理費では、宮若市外二町じん芥処理施設の運営負担金 2億437万7千円を含む、3億1,151万3千円を計上しています。

4目 小型浄化槽整備事業費では、平成24年度とほぼ同額の1,005万9千円を計上しています。

次に5款 労働費は、平成24年度と比較して1,157万5千円減額となる1,504万1千円を計上しています。これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業が減額となったことによるものです。

次に6款 農林水産業費は、平成24年度と比較して5,329万9千円減額となる1億53万1千円を計上しています。

主な要因は、3目 農業振興費において、活力ある高収益型園芸産地育成事業費が6,117万7千円減額となったことによるものです。

次に7款 商工費は、平成24年度と比較して4,429万8千円減額となる4,408万5千円を計上しています。

減額となった主な要因は、中山西区用地の造成事業が終了し、その事業に伴う特別会計への繰出金が3,979万円減額となったことによるものです。

次に8款 土木費は、平成24年度と比較して1億6,019万円増額となる6億8,050万4千円を計上しています。

1項 土木管理費では、1目 土木総務費の職員給与費等の減額により、平成24年度と比較して598万7千円減額となる6,290万5千円を計上しています。

2項 道路橋梁費では、1目 道路橋梁費において、通学路の整備等の工事箇所増加により1億3,719万円増額の2億1,638万2千円を計上しています。

3目 急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、平成25年度事業実施年度でありますので、工事費1,575万円計上したことにより、道路橋梁費全体では、平成24年度と比較し

て1億5,297万5千円増額となる2億3,216万7千円を計上しています。

3項 河川費では、2目 用排水路費で749万1千円増額となっておりますが、3目ため池等整備事業で県負担金が1,200万円減額となったことにより、河川費全体では、平成24年度と比較して528万5千円の減額となる3,234万6千円を計上しています。

4項 住宅費では、修繕料や工事費の増額により平成24年度より583万8千円増額となる1,748万5千円を計上しています。

5項 公園整備費は、大谷自然公園の指定管理料650万円を含む926万1千円を計上しています。

6項 都市計画費は、平成24年度と比較して1,243万4千円増額となる3億2,634万円を計上しています。

1目 都市計画総務費では、都市計画基礎調査委託料で420万円、遠賀川渡架橋橋梁整備事業負担金で600万円計上しているため、1,127万1千円の増額となる2,662万9千円を計上しています。

2目 下水道総務費では、流域関連公共下水道事業特別会計への繰出金を、平成24年度と比較して116万3千円増額の2億9,971万1千円計上しています。

9款 消防費は、平成24年度と比較して、1,306万3千円増額となる3億4,234万8千円を計上しています。

主な要因は、1目 常備消防費において、直轄広域消防事務組合負担金が平成24年度と比較して1,603万5千円増額となる3億221万8千円を計上しているためです。

2目 非常備消防費については、平成24年度と比較して681万7千円減額となる2,913万6千円を計上しています。平成24年度は、本町消防団が福岡県消防操法大会に出場し、増額となっていたためです。

4目 防犯費では、146万円増額となる763万7千円を計上しています。平成24年度より、省電力化による経費削減を目的としてLED電球の防犯灯を段階的に設置しているためです。

10款 教育費は、平成24年度と比較して、15億2,929万1千円増額となる20億7,728万3千円を計上しています。

1項 教育総務費では、平成24年度と比較して202万1千円増額となる1億401万3千円を計上しています。

2項 小学校費では、平成24年度と比較して4,839万2千円の増額となる1億2,023万5千円計上しています。主な要因としては、光熱水費で234万4千円、修繕料で280万5千円、工事費で2,764万6千円増額となったためです。

3項 中学校費では、平成25年度から中学校統合に伴う建設工事が始まることから、建築工事監理委託料4,857万4千円、工事費15億7,496万2千円を計上しており、平成24年度と比較して14億5,378万8千円の増額となる16億7,103万1千円を計上しています。

4項 高等学校費では、平成24年度と比較して215万円増額となる1,558万9千円を計上しています。

5項 社会教育費では、平成24年度と比較して1,721万6千円増額となる9,510万7千円を計上しています。増額となった主な要因は、光熱水費の増額、中央公民館の身障者トイレの改修、歴史民俗博物館のパンフレット増刷、歴史民俗博物館のトイレ改修工事等によるものです。

6項 保健体育費では、平成24年度と比較して572万4千円増額となる7,130万8千円を計上しています。

12款 公債費は、平成24年度に比べて5,552万9千円の減額となる6億5,781万1千円を計上しています。

以上が、平成25年度の主要事業と歳出予算であります。

次に、歳入では、1款 町税は、平成24年度と比較して1,197万8千円増額となる16億1,590万9千円を計上しています。

税目別で申しますと、1項 町民税は、平成24年度の6億3,292万5千円と比較して2,195万7千円増額となる6億5,488万2千円を計上しています。率にして3.5%の増となっています。

このうち個人町民税は、平成24年度と比較して2,191万3千円増額となる5億4,421万4千円を計上しています。率にして4.2%の増となっています。

法人町民税につきましては、平成25年度は、1億1,066万8千円を計上しています。これは、平成24年度とほぼ同額となっています。

2項 固定資産税は、平成24年度と比較して1,146万2千円の減額、率にして1.4%の減額となる8億150万7千円を計上しています。

3項 軽自動車税については、平成24年度と比較して148万3千円の増額となる3,952万円を計上しています。

4項 町たばこ税につきましては、平成24年度と同額の1億2,000万円を計上しています。

次に、2款 地方譲与税は、6,400万円を計上しています。

地方揮発油譲与税は、平成24年度と同額の1,400万円を計上しておりますが、自動車重量譲与税につきましては、平成24年12月までの収入実績により、平成24年度より500万円減額の5,000万円を計上しています。

次に、3款 利子割交付金につきましても、これまでの収入状況を考慮して、200万円減額の400万円を計上しています。

次に、4款 配当割交付金につきましては、これまでの収入状況を考慮して、41万6千円増額の227万6千円を計上しています。

次に、5款 株式等譲渡所得割交付金及び6款 地方消費税交付金につきましては、これまでの収入状況を考慮して平成24年度と同額とし、株式等譲渡所得割交付金については8

5万円、地方消費税交付金については1億4,000万円を計上しています。

次に、7款 ゴルフ場利用税交付金は、これまでの収入状況を考慮して、81万5千円増額の2,071万3千円を計上しています。

次に、8款 自動車取得税交付金は、平成24年度の収入状況を考慮し、同額の2,000万円を計上しています。

次に、9款 地方特例交付金は、平成24年度実績により、50万円減額の550万円を計上しています。

次に、10款 地方交付税は、平成24年度の交付実績及び国の平成25年度の地方財政対策など踏まえ、平成24年度と同額の普通交付税は19億円、特別交付税は2億6,000万円を計上しており、地方交付税は、合わせて21億6,000万円を計上しています。

次に、11款 交通安全対策特別交付金は、平成24年度と比較して11万4千円減額となる337万4千円を計上しています。

次に、12款 分担金及び負担金は、民生費分担金において保育児童が増加し、保育所運営費負担金の増額が見込まれることから、平成24年度と比較して1,771万4千円増額となる1億240万円を計上しています。

次に、13款 使用料及び手数料は、1項 使用料については、平成24年度の斎場施設使用料及び住宅使用料の実績により、399万9千円増額となる9,674万6千円を予算計上しています。

2項 手数料については、指定ごみ袋等手数料の増加を見込み、平成24年度と比較して131万1千円増額となる6,914万2千円を計上しています。

次に、14款 国庫支出金は、平成24年度当初予算より2億8,910万1千円増額の7億3,822万8千円を計上しています。

国庫支出金のうち 1項 国庫負担金については、保育児童数の増加による児童福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金、及び中学校建設工事に伴う公立学校施設整備費などが増額となり、平成24年度と比較して1億1,048万1千円の増額となる5億4,010万2千円となっています。

2項 国庫補助金につきましては、中学校の建設工事に伴い、学校施設環境改善交付金として1億6,867万円の交付を見込んでいることから、平成24年度と比較して1億7,897万7千円の増額となる1億9,586万1千円となっています。

次に、15款 県支出金は、平成24年度より4,375万6千円減額となる4億1,805万7千円を計上しています。

1項 県負担金においては、保育児童数の増加による児童福祉費負担金や障害者自立支援給付費などが増額となったことにより、1,452万6千円の増額となる2億5,471万4千円となっています。

2項 県補助金において、妊婦健康診査支援事業や子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時事業が一般財源化により全額減額となっています。また、緊急雇用創出事業臨時特例基金

事業等に伴う労働費県補助金が1,157万4千円減額となり、農林水産事業費県補助金である活力ある高収益型園芸産地育成事業で5,706万2千円の減額等もあり、県補助金としては、6,481万6千円減額となる1億3,078万7千円となっています。

3項 県委託金におきましては、平成25年度は参議院選挙が実施されることにより選挙費委託金が851万1千円計上されており、平成24年度と比較して653万4千円の増額となる3,255万6千円となっています。

次に、16款 財産収入は、財政調整基金の積立利息の減額により、平成24年度より35万2千円減額の175万7千円を計上しています。

次に、17款 寄附金は、平成24年度と同額の予算計上を行っています。

次に、18款 繰入金は、平成25年度当初予算編成において厳しく歳出削減を行いました。なお不足する財源1億7,696万8千円につきましては、財政調整基金から繰り入れることとしています。

また、住宅新築資金等特別会計より貸付金回収分を繰入金として84万2千円を計上し、繰入金全体で1億7,981万3千円を計上しています。

次に、19款 繰越金は、平成24年度と同額の3,500万円を計上しています。

次に、20款 諸収入は、平成24年度より1億250万3千円減額となる、1億1,571万4千円を計上しています。この主な要因は、平成24年度計上の三菱マテリアル株式会社から取得した用地に対する鉾害賠償登録金1億942万1千円が減額となったことによります。

最後に、21款 町債は、平成24年度より13億1,640万円増額となる20億7,110万円を計上しています。

増額となった要因は、中学校校舎等の建設工事に係る費用のうち国庫支出金以外については、主に過疎対策事業債を充当することとしており、平成25年度の過疎対策事業債については、一般過疎対策事業債分が16億5,370万円、ソフト事業分である特別事業債分が3,500万円の合計16億8,870万円を計上しています。

また、臨時財政対策債については、平成25年度から「人口基礎方式」が廃止され「財源不足額基礎方式」へ完全移行することに伴い、交付団体への配分が増える見込みから、本町においても平成24年度より1,000万円の増額となる3億2,000万円を計上しています。

これらにより町債全体では、平成24年度と比較して13億1,640万円の増額となる20億7,110万円となっています。

以上が、平成25年度の歳入の主要項目と予算額です。

なお、これらの充当財源としましては、平成25年度性質別予算比較表を添付していますので、ご参照願います。

また、予算総則としましては歳入歳出規模、地方債、一時借入金の最高限度額及び歳出予算の流用について、それぞれ提案し、関係書類を添付しています。

以上が、平成 25 年度一般会計予算の概要であります。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時23分

再開 14時35分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第 27 議案第 26 号から日程第 36 議案第 35 号までの 10 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 27 議案第 26 号から日程第 36 議案第 35 号までの 10 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 27 議案第 26 号は、平成 25 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ 22 億 887 万 4 千円としております。

次に、日程第 28 議案第 27 号は、平成 25 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金、繰越金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,923 万 8 千円としております。

次に、日程第 29 議案第 28 号は、平成 25 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、貸付回収金を一般会計へ繰り出すこととして、予算総額を歳入歳出それぞれ 8 万 2 千円としております。

次に、日程第 30 議案第 29 号は、平成 25 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,969 万 9 千円としております。

次に、日程第 31 議案第 30 号は、平成 25 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内 11 箇所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、

予算総額を歳入歳出それぞれ2,868万4千円としております。

次に、日程第32 議案第31号は、平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ781万7千円としております。

次に、日程第33 議案第32号は、平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算であります。

本予算は、当該用地への企業誘致活動費及び年間必要維持管理費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ14万6千円としております。

次に、日程第34 議案第33号は、平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算であります。

本予算は、泉水団地改良住宅移設事業について、年間必要経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ11億2,356万3千円としております。

次に、日程第35 議案第34号は、平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算であります。

本予算は、4月1日に設立する地方独立行政法人くらて病院に対する貸付金の元利償還金などの収支を一般会計から分離し、会計処理を明確にするため新たに設ける会計であります。

平成25年度は、病院事業債、過疎対策事業債の貸付け及び金融機関への償還などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ4億276万1千円としております。

次に、日程第36 議案第35号は、平成25年度鞍手町水道事業会計予算であります。本予算は、前年度に続き厳しい経営状況の予算編成となりました。

予算第3条収益的収入及び支出では、

水道事業収益	3億1,233万3千円に対し、
水道事業費用	3億4,274万6千円で、
差 引	3,041万3千円の赤字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、

資本的収入	483万4千円に対し、
資本的支出	8,934万5千円で、
差 引	8,451万1千円の不足となりますが、不足額につきましては当

年度分損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第27 議案第26号から日程第36 議案第35号までの10件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第37 議案第36号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第37 議案第36号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第37 議案第36号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、泉水団地改良住宅移設事業に伴い、新延のじん芥組合所有地の道路を町道として認定するものであります。

以上が、日程第37 議案第36号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第38 議案第37号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第38 議案第37号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第38 議案第37号は、宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてであります。

本規約は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本規約が引用している障害者自立支援法の名称と障害程度区分が改められることとなったため、関係条文を整備するものであります。

以上が、日程第38 議案第37号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時45分